相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市国母七丁目一三一〇番地、最後の住所山梨県甲府市国母八丁目一番四号　被相続人　亡　田中　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

東京都千代田区麹町四丁目三番二九号パシフィックシティ麹町五階

相続財産管理人　島本　泰宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区上長者町通新町西入土御門町三一九番地、最後の住所京都市山科区勧修寺東堂田町二〇七番地　被相続人　亡　石倉健二朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

京都市上京区裏門通出水上る田村備前町二二一番地　相続財産管理人　松井　長次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区二人司町一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野田　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

事務所京都市下京区中堂寺前田町二五番地　相続財産管理人　司法書士　森木田一毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市内田町四丁目九九番地二、最後の住所大阪府和泉市唐国町四丁目一五番五六号唐国園　被相続人　亡　梅田　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市下小阪一丁目五七三番地、最後の住所大阪府東大阪市下小阪一丁目二九番一一号　被相続人　亡　海老喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館一〇階

相続財産管理人弁護士　森平　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市山川町堤内一番地一、最後の住所徳島県徳島市国府町中五五三番地の一　被相続人　亡　松浦　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

徳島県徳島市八百屋町二丁目一一号ニッセイ徳島ビル一一階朝田啓祐法律事務所

相続財産管理人　安田　稔男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区三宅三丁目一七番、最後の住所福岡市南区三宅三丁目一七番一一―四〇五号　被相続人　亡　中村　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一―四〇一号　相続財産管理人司法書士　本田　昇

合併公告及び吸収分割公告

左記会社甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することとしたしましたので公告します。

甲及び丙は吸収分割して甲は丙の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（港湾運送事業用資産）を承継し、丙はそれを承継させること及び丙は甲の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（ホテル事業用資産）を承継し、甲はそれを承継させることといたしましたので公告します。

甲及び丁は吸収分割して甲は丁の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（港湾運送事業用資産）を承継し、丁はそれを承継させること及び丁は甲の不動産賃貸に係る事業の権利義務の一部（ホテル事業用資産）を承継し、甲はそれを承継させることといたしましたので公告します。

この合併及び吸収分割の効力発生日はいずれも平成二十四年四月一日であり、甲は合併及び吸収分割承継については会社法第七九六条第三項、吸収分割については会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの合併及び吸収分割を決定しております。また、乙、丙及び丁の株主総会の承認決議は平成二十四年三月三十日を予定しております。

なお、この吸収分割については、甲及び乙との間で、平成二十四年一月三十一日付吸収合併契約に基づき行われる甲を存続会社とし、乙を消滅会社とする吸収合併の効力発生の後、効力が発生するものといたします。

この合併又は吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に書面により、その旨をお申し出下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年2月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱ＵＦＪリース株式会社　②東京都知事(6)56109　③代表取締役　村田隆一　④東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　三菱ＵＦＪリース株式会社　代表取締役　村田隆一

①株式会社アヴェントハウス　②東京都知事(1)87186　③代表取締役　新田泉　④東京都千代田区岩本町２丁目６番10号　株式会社アヴェントハウス　代表取締役　新田泉

①コーワハウジング　②京都府知事(6)7922　③本村幹男　④京都府宇治市羽戸山３丁目１番地の244　コーワハウジング　本村幹男

⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府宇治市羽戸山３丁目１番地の244　コーワハウジング　本村幹男

各社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.rinko.co.jp/group/rhd/

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十四日

掲載頁　七十一頁（号外第一二五号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第一三〇号）

平成二十四年二月二十四日

新潟市中央区万代五丁目一一番三〇号

（甲）株式会社リンコーコーポレーション

代表取締役　坪井　鈴兒

新潟市中央区万代五丁目一一番三〇号

（乙）株式会社リンコーホールディングス

代表取締役　櫛谷　則文

新潟市中央区万代五丁目一一番二〇号

（丙）株式会社ホテル新潟

代表取締役　間島　一栄

新潟県佐渡市相川鹿伏二八番地二

（丁）株式会社ホテル大佐渡

代表取締役　間島　一栄